

# 南富良野町・中川町ネットワーク基盤共同 調達に係るプロポーザル審査実施要領

令和8年6月

南富良野町役場総務課  
中川町役場地域振興課

## 1 目的

この要領は、南富良野町及び中川町がSmart北海道基盤市町村構築分（以下「ネットワーク基盤」という。）の共同調達において、ネットワーク基盤共同調達選定委員会設置要領に定めるものの他、構築業務委託の契約候補者選定のために実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 ネットワーク基盤構築業務（市町村ネットワーク等構築業務）
- (2) 構築場所 南富良野町役場及び中川町役場
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり。詳細は契約候補者と協議の上、決定する。
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

※令和8年11月にSmart北海道基盤と接続テストを行う予定

- (5) 提案金額 提案金額の上限は、次のとおり区分して算出するものとする。

ア 南富良野町に要する費用

### ①導入に要する経費

上限額：57,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

イ 中川町に要する費用

### ①導入に要する経費

上限額：50,047千円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

※上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであるが、提案上限額を超えた提案は無効とする。

- (6) プロポーザルの方法 公募型プロポーザル方式

### 3 スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表	令和8年6月19日(金)
質問受付期限	令和8年6月26日(金)
質問回答日	令和8年6月30日(火)
参加申込書提出期限	令和8年7月10日(金)
参加資格審査結果通知日	令和8年7月14日(火)
企画提案書提出期限	令和8年7月17日(金)
プレゼンテーション審査	令和8年7月24日(金)
審査結果通知	令和8年7月29日(水)

※スケジュールを変更する場合は、南富良野町及び中川町ホームページに掲載する。

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加する場合は、参加申込書（様式第1号）の提出日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。ただし、参加申込書の提出日から契約候補者決定までの間に、いずれかの要件を満たさなくなった場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7・8年度南富良野町競争入札参加者名簿「物品等役務」の項に登録があること。  
令和7・8年度中川町競争入札参加者名簿「物品等役務」の項に登録があること。
- (3) 南富良野町及び中川町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申し立てを行っていない者
- (5) 実施要領の公告の日において、ISMS及びプライバシーマークの認証及び、ISO9001品質マネジメントシステム認証、ISO/IEC27001情報セキュリティマネジメントシステム認証ISO/IEC27017クラウドサービスのための情報セキュリティマネジメントシステム認証の認定を取得していること。
- (6) 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って町担当者との連絡調整をすること。
- (7) 個人情報の取扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。

## 5 質問及び回答

### (1) 質問書の提出

本プロポーザルに関して疑義がある場合は、質問書（様式第4号）に必要事項を記載し、次のとおり選定委員会事務局（南富良野町役場総務課デジタル推進係）まで提出すること。なお、電子メール以外の方法による疑義の受付は行わない。

ア 提出書類：質問書（様式第4号）

イ 提出期間：令和8年6月26日（金）まで

ウ 提出先：選定委員会事務局（digital@town.minamifurano.hokkaido.jp）

エ 提出方法：電子メール

なお、件名は「ネットワーク基盤構築業務共同調達に関する質問」とすること

### (2) 質問書への回答

受付期限までに提出された質問書に対する回答は、令和8年6月30日（火）までに、質問提出者全員に電子メールにより送付するものとする。

## 6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の関係書類を紙媒体と電子媒体の両方を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号） 1部

イ 会社概要（様式第2号） 1部

ウ ISMS認証及びプライバシーマーク登録証の写し 各1部

(2) 提出期限 令和8年7月10日（金）午後5時必着

(3) 提出方法 持参又は配達証明付書留郵便

※持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土日祝を除く。）とする。

### (4) 提出先

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地

南富良野町役場 総務課デジタル推進係

### (5) 参加申込後の辞退

「参加申込書」提出後に辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」（様式第3号）を提出

すること。

## 7 参加資格審査結果通知

### (1) 通知日及び通知方法

令和8年7月14日（火）に選定委員会事務局が参加申込業者に電子メールで通知する。

## 8 業務提案書の提出

参加申込書を提出し、参加資格があると認められた者は次のとおり、業務提案書その他関係書類を紙媒体と電子媒体の両方を提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ア 企画提案審査申請書（様式第5号）
- イ 業務提案書（任意様式）
- ウ 構築ネットワーク構成図（任意様式）
- エ 業務実施スケジュール（任意様式）
- オ 構築業務に係る見積書（任意様式）
- カ 運用保守業務に係る見積書（任意様式）
- キ プレゼンテーション等出席予定者届（様式第6号）

### (2) 提出部数

- ア (1) アからキまでの電子データを記録した電子媒体（CD-RまたはDVD-R） 1部

### (3) 作成上の留意点

- ア 提案は1者につき1つとし、複数の提案をした場合は失格とする。
- イ 提出した書類の訂正、差替え及び再提出は認めない。
- ウ 提出書類は、一切返却しない。
- エ 提出書類は、非公開とする。
- オ 見積書は、次の条件を遵守の上作成すること。
  - ①本業務の提案上限の金額を超えないこと。
  - ②業務提案書、仕様書の内容に基づき全ての経費を見積もること。

### (4) 提出期間 令和8年7月17日（金）午後5時必着

### (5) 提出方法 6 参加申込書の提出（3）と同じ

(6) 提出場所 6 参加申込書の提出 (4) と同じ

## 9 選定方法

### (1) 提案内容の審査

選定委員会がプレゼンテーション審査及びヒアリングを実施し、契約候補者を選定する。評価項目は、別紙の審査基準のとおりとし、選定委員会における各委員の評価に基づく評価点数を算出し、合計点が最も高い業務提案を最優秀提案とする。

なお、合計点が同数となった場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は、契約候補者決定後、速やかに郵送により通知し、契約候補者には電話連絡をする。なお、審査結果に関する異議申立ては受け付けない。

## 10 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーション等は次のとおり行うものとする。

### (1) 実施日程

令和8年7月24日 (金)

なお、実施日における詳細な時間について参加者宛てに別途通知する。

### (2) 実施場所

南富良野町役場2階大会議室

### (3) プレゼンテーションの内容

#### ア プレゼンテーション

業務提案書等の内容に基づいて説明を行うこと。

#### イ 設定時間

各参加者の説明に要する持ち時間は、60分以内（プレゼンテーション50分程度、質疑10分程度）とする。

なお、ディスプレイ等は南富良野町が準備する。パソコン等は各自準備すること。

#### ウ 参加人数

プレゼンテーションへの参加人数は5名以内とする。

## 1.1 契約の締結

各団体において契約候補者となった者と提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させた上で、契約を締結する。契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者との交渉を行うことがある。

## 1.2 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて業務提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 1.3 その他留意事項

- (1) 公正な選定が確保できないと判断した場合は、選定を中止することがある。
- (2) 業務提案に要する費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合でも、本プロポーザルは実施する。
- (4) 審査及び選定結果に対する問合せ及び異議申し立ては一切認めない。
- (5) 本要領に定めのない事項については、適宜南富良野町及び中川町が判断するものとする。

## 1.4 問合せ先

選定委員会事務局（南富良野町役場 総務課 デジタル推進係 担当：大友）

住所：〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地

電話：0167-52-2112（総務課デジタル推進係 直通）

F A X：0167-52-2922

E-Mail：[digital@town.minamifurano.hokkaido.jp](mailto:digital@town.minamifurano.hokkaido.jp)

別紙 南富良野町・中川町ネットワーク基盤共同調達に係るプロポーザル審査基準

評価総点数（100点）＝ 提案評価（60点）＋ 価格評価（40点）

1 提案評価【60点（審査員1人につき10点）】

No	評価項目	確認書類	審査基準	評価配点 (1人当たり)		
				○	△	×
1	事業理解	業務提案書	事業の目的、仕様書を理解した提案をしているか。	2	1	0
2	構築能力	業務提案書	提案内容は、具体性や実現性、可用性、導入機器の適当性など南富良野町及び中川町の事務体制に沿った内容であり、有益な提案をしているか。 BYOD環境はユーザビリティに優れているか、可用性が高いものか、業務効率化を実現できる提案がなされているか。	2	1	0
3	運用保守能力	業務提案書	セキュリティ対策を含む安定したシステム運用保守体制が考慮されているか。	2	1	0
4	サポート体制	業務提案書	ネットワークを利用するに当たり、問合せのサポート体制は十分か。	2	1	0
5	説明、質疑応答、意欲等	プレゼン・質疑応答	質疑事項に対する的確な応答ができているか。本業務に対する意欲が強く感じられるか。	2	1	0
提案評価合計				10		

【評価配点】

- ：優れている
- △：普通
- ×：劣っている

2 価格評価【40点】

提案者から提出された見積書に基づき評価を行う。

(1) 評価（計算式）

評価点＝40点×（全事業者の提案見積額のうち最低見積額／提案者の見積額）

※小数点以下の端数は、小数点第1位を四捨五入して算出する。

(2) 提案上限額を超える場合は、その時点で失格とする。